

2. 重点整備地区、特定経路：別紙のとおり

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 垂直移動施設の整備					
改札内エレベーターの設置	○	■			
改札外エレベーターの設置	○	■			■(市)
階段手すり等の改良	○	■			
c 誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改良	○	■			
路線図・料金表等の改良	○	■			
主要施設等への案内表示の設置・改良	○	■			
点字誘導設備の設置・改良	○	■			
e 設備・施設の改良					
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応	○	■			
トイレの改良	○	■			

(2) バスターミナル（西支所）

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	○	■			
点字・音声誘導設備の設置・改良	○	■			
施設までの案内誘導設備の設置	○	■			

(3) 道路等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善	●		■		
舗装面の改善	○		■		
横断勾配の改善	○		■		
波打ち歩道の改良	○		■		
街灯の整備	○		(■)		■(施)
道路照明灯の整備	○		■		
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
	●		■		
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	○		■		(■)(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制 ^{注1)}	●		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去 ^{注1)}	●		■	(■)	(■)(商)
e 歩道の新設					
既設道路内での交通規制とあわせた歩行空間の確保	○		■		
都市計画道路整備等による歩道整備	○		■		

注1) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設信号の改良					
歩行者青時間の延長等の改良	●			■	
音響信号等の設置・改良	●			■	
視覚障害者用道路横断帯の設置 ^{注2)}	○		■	■	

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

<凡 例>

整備目標時期	整備主体	その他事業者
●：今後5年間程度で対応	■：主な整備主体	(市)：堺市等
○：今後10年間程度で対応	(■)：連携が必要となる 主な事業者	(施)：施設管理者
		(商)：商業者等
		(公)：公益事業者